

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成25年1月11日提出
【発行者名】	ばんせい投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岩瀬 悟朗
【本店の所在の場所】	東京都中央区新川一丁目21番2号 茅場町タワー
【事務連絡者氏名】	高橋 美沙 連絡場所：東京都中央区新川一丁目21番2号 茅場町タワー
【電話番号】	03 - 3523 - 8118
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	新西蘭ファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	継続申込期間（平成25年1月12日から平成26年1月10日まで） 1,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

新西蘭ファンド

（以下「当ファンド」といいます。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）

当初元本は1口につき1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるばんせい投信投資顧問株式会社（「委託者」または「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(3)【発行（売出）価額の総額】

1,000億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額 です。

なお、原則として、午後3時までに、取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み分とします。

申込受付時間は、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、当ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

当ファンドの基準価額については販売会社または下記、委託会社照会先にお問合わせください。

委託会社照会先

ばんせい投信投資顧問株式会社

お電話によるお問合わせ先

電話番号 03 - 3523 8118

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。）

インターネットホームページ

<http://www.bansei-am.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

申込手数料は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.675%（税抜3.5%）を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た金額となります。

詳しくは販売会社にお問合わせください。

収益分配金を再投資する場合には申込手数料は、課されないものとします。

当ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗換え」¹または「償還前乗換え」²により当ファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社毎に異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

1「償還乗換え」とは、取得申込日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権をお求めいただく場合をいいます。

2「償還前乗換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権をお求めいただく場合をいいます。

(6) 【申込単位】

分配金受取コースを選択された場合：1万口以上1口単位または1円以上1円単位(当初元本1口=1円)

分配金再投資コースを選択された場合：1円以上1円単位

申込単位は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社へお問合わせください。ただし、「分配金再投資コース」（以下に定義します。）を選択した投資者が収益分配金を再投資する場合には1口単位とします。

(7) 【申込期間】

平成25年1月12日から平成26年1月10日まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

申込みの取扱場所（販売会社）については、委託会社照会先にお問合わせください。

販売会社と販売会社以外の証券会社が取次業務に関する契約を結び、当該証券会社が申込みの取次ぎを行う場合があります。

(9) 【払込期日】

受益権の取得申込者は、取得申込日から起算して8営業日目までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行われる日に、ばんせい投信投資顧問株式会社（「委託者」または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、三井住友信託銀行株式会社（「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、委託会社照会先までお問合わせください。

販売会社と販売会社以外の証券会社が取次業務に関する契約を結び、当該証券会社が払込みの取次ぎを行う場合があります。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

申込みの方法

受益権の取得申込に際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取るコース(以下「分配金受取コース」といいます。)と、分配金が税引き後、無手数料で再投資されるコース(以下「分配金再投資コース」といいます。)の2つの申込方法があります。

お申込みの際には、「分配金受取コース」か「分配金再投資コース」か、どちらかのコースをお申し出ください。(原則として、お買付け後のコース変更はできません。)なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合や、買付単位が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合わせください。

取得申込みの受付けの中止、既に受付けた取得申込みの受付けの取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、買付のお申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた買付のお申込みの受付けを取り消す場合があります。

申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記のいずれかの条件に該当する日（「申込不可日」といいます。）には、買付および換金の申込みができません。

- ・ ニュージーランド証券取引所の休業日
- ・ ニュージーランドの銀行休業日
- ・ ルクセンブルクの銀行休業日

申込不可日については、販売会社までお問合わせください。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程、その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは

- ・ ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

この投資信託は、投資対象ファンドを通じて主にニュージーランドに関連する株式および債券等へ投資することによって、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

信託金の限度額

受益権の信託金限度額は、1,000億円です。ただし、委託会社は、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

基本的性格

当ファンドは、ケイマン籍の契約型外国投資信託「BAM Trust - BAM-NZ Fund」（NZドル建て）（以下「BAM-NZ Fund」といいます。）の受益証券と国内籍の証券投資信託「NZ日本株 マザーファンド」（以下「NZ日本株 マザーファンド」といいます。）の受益証券（円建て）および国内籍の証券投資信託「NZ債券 マザーファンド」（以下「NZ債券 マザーファンド」といいます。）の受益証券（円建て）を投資対象とするファンド・オブ・ファンズです（以下、BAM-NZ Fund、NZ日本株 マザーファンドおよびNZ債券 マザーファンドを、個別にまたは総称して「投資対象ファンド」といいます。）。当ファンドは、投資対象ファンドを通じて実質的な運用を行います。投資対象ファンドへの投資にあたっては、マーケット環境、当ファンドの純資産総額等を勘案し、各投資対象ファンドへの投資割合を、それぞれ0～100%の範囲内で調整します。

上記のほか、BAM-NZ Fund 以外の主としてニュージーランド関連企業の株式等へ投資する別に定める外国投資信託または外国投資法人に投資することがあります。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ(注1)
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリー ファンド	あり ()
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	中南米		
不動産投信	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ ・ファンズ	なし(注2)
その他資産 (投資信託証券(株 式、債券))		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

当ファンドの該当する商品分類および属性区分は上記の表中に網掛け表示しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）と組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券(株式、債券)))とが異なります。

(注1) 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注2) 投資対象ファンドであるNZ債券 マザーファンドの外貨建資産については、委託者の判断によりヘッジ比率を定め、為替ヘッジを行うことがあります。

<商品分類表定義>

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

内外...目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

資産複合...目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

<属性区分表定義>

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

年1回...目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

日本...目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア...目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

為替ヘッジなし...目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

上記商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧いただけます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》<http://www.toushin.or.jp/>

ファンドの特色

1. 「新西蘭ファンド」は、投資対象ファンド（BAM-NZ Fund, NZ日本株 マザーファンドおよびNZ債券 マザーファンド）を通じて、主としてニュージーランドで設立され、または事業を行っている企業の株式、ニュージーランドの公社債および中長期的な視点からニュージーランドの経済成長、貿易拡大、有望企業との連携などによって恩恵を受け収益に貢献すると期待される日本企業に実質的に投資を行い、投資信託財産の長期的な成長を目指します。
 - ・投資対象ファンドを通じて、アジアの新興国における人口増加および生活水準の向上に伴い、今後ますます増加する安全・高品質な製品および食品等の需要から利益を享受できるニュージーランドの株式ならびにニュージーランドに関連する企業の株式等に投資します。
 - ・投資対象ファンドを通じて、ニュージーランドの政府、政府機関または企業等の発行するニュージーランド・ドル建ての公社債等に投資します。
2. BAM-NZ Fund（ケイマン籍）は、ニュージーランドにおいてバンコプ・ウェルス・マネジメント・リミテッドが運用を担当します。
バンコプ・ウェルス・マネジメント・リミテッドは、1987年に設立されたニュージーランドを代表する独立系投資銀行であるバンコプ・グループに属しています。
3. BAM-NZ Fundの外貨建資産（円貨建以外の資産）については、原則として為替ヘッジを行いません。NZ債券 マザーファンドの外貨建資産については、委託者の判断によりヘッジ比率を定め、為替ヘッジを行うことがあります。
4. ファンド・オブ・ファンズ形式で運用します。



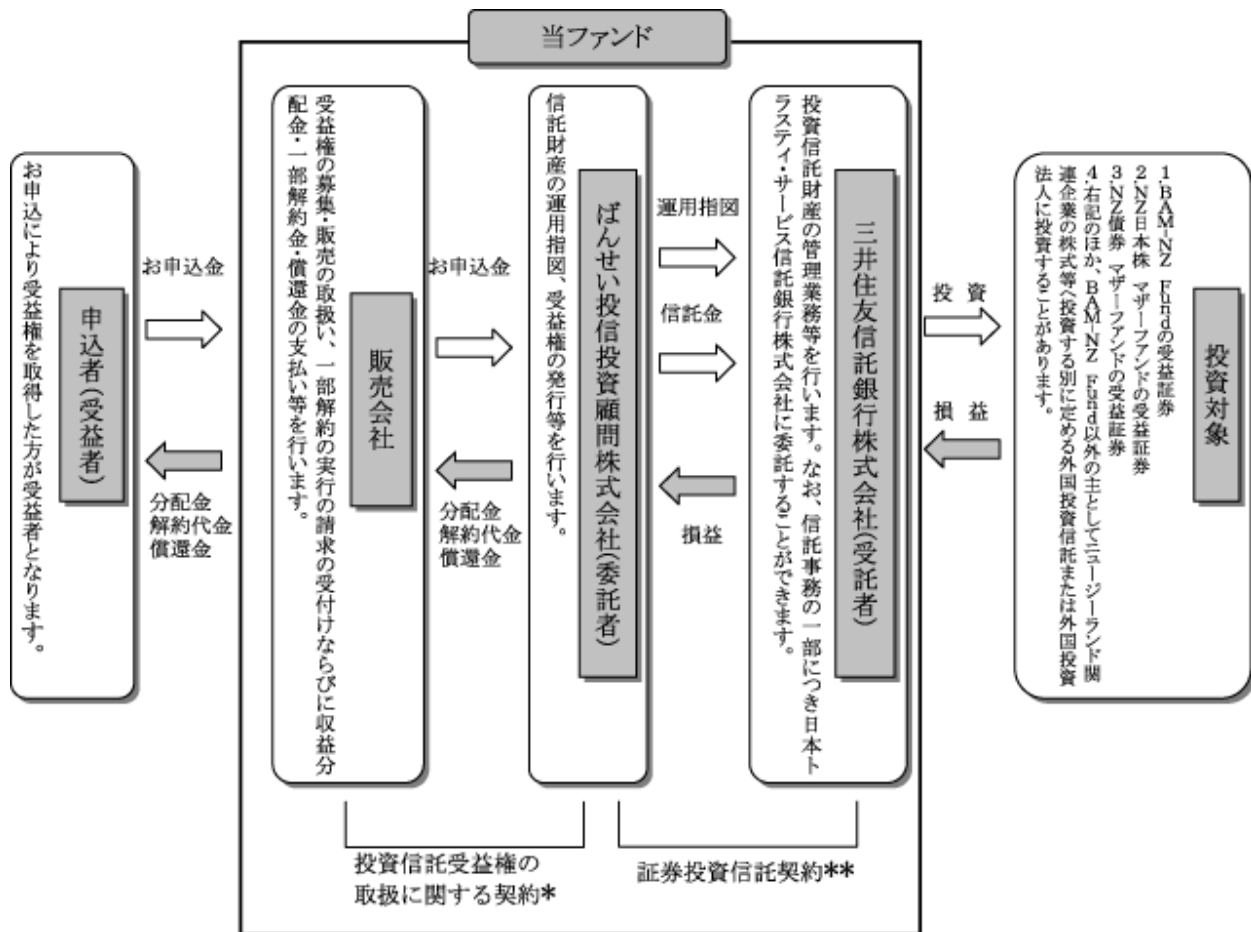
上記のほか、BAM-NZ Fund 以外の主としてニュージーランド関連企業の株式等へ投資する別に定める外国投資信託または外国投資法人に投資することがあります。

(2) 【ファンドの沿革】

平成22年12月1日 投資信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



* 投資信託受益権の取扱に関する契約

委託者と販売会社との間において、販売会社が行う受益権の募集販売等の取扱い、収益分配金および償還金の支払い、一部解約の取扱い等を規定しています。

** 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において、委託者および受託者の業務、受益者の権利、信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

委託会社の概況（平成24年11月末日現在）

・ 資本金の額

現在の資本金の額 5億1,450万円

・ 委託会社の沿革

平成10年7月 クォンティス投資顧問株式会社を設立
 平成10年9月 投資顧問業の登録
 平成12年6月 投資一任契約に係る業務の認可を取得
 平成15年8月 商号をプライマリー・アセット・マネジメント株式会社に変更
 平成17年7月 商号をファンドクリエーション投資顧問株式会社に変更
 平成17年9月 商号をファンドクリエーション投信投資顧問株式会社に変更
 平成17年10月 投資信託委託業に係る業務の認可を取得
 平成19年9月 金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録
 平成22年4月 商号をばんせい投信投資顧問株式会社に変更

・ 大株主の状況

株主名	住所	持株数	持株比率
ばんせい証券株式会社	東京都中央区新川一丁目21-2 茅場町タワー	20,180株	100.00%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主要投資対象

1. BAM-NZ Fundの受益証券（NZドル建て）
2. NZ日本株 マザーファンドの受益証券(円建て)
3. NZ債券 マザーファンドの受益証券(円建て)

また、次の有価証券に投資することがあります。

4. BAM-NZ Fund 以外の主としてニュージーランド関連企業の株式等へ投資する別に定める外国投資信託
または外国投資法人に投資することがあります。

投資態度

イ. 当ファンドは、主としてニュージーランドに関連する株式および債券等に投資することにより、信託財産の長期的な成長を目指します。

ロ. 当ファンドは、BAM-NZ Fundの受益証券、NZ日本株 マザーファンドの受益証券およびNZ債券 マザーファンドの受益証券の受益証券を投資対象とするファンド・オブ・ファンズです。当ファンドは、投資対象ファンドを通じて実質的な運用を行います。投資対象ファンドへの投資にあたっては、マーケット環境、当ファンドの純資産総額等を勘案し、各投資対象ファンドへの投資割合を、それぞれ0～100%の範囲内で調整します。

ハ. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

ニ. 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

ホ. 投資環境によっては防衛的な観点から運用者の判断で投資対象ファンドへの投資を大幅に縮小する場合があります。

ヘ. 上記のほか、BAM-NZ Fund 以外の主としてニュージーランド関連企業の株式等へ投資する別に定める外国投資信託または外国投資法人に投資することがあります。

投資対象ファンドの投資態度等については、後記「投資対象とする投資信託証券の概要」をご参照下さい。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

主として投資信託または外国投資信託の受益証券および外国投資法人の投資証券を主要投資対象とします。

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

〔1〕次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- a. 有価証券
- b. 約束手形
- c. 金銭債権

投資対象とする投資信託証券の概要

1. 「BAM Trust - BAM-NZ Fund」の受益証券について

ファンド名	ケイマン籍の外国投資信託「BAM Trust - BAM-NZ Fund」
形態 / 表示通貨	ケイマン籍の外国投資信託受益証券 / NZドル建て
運用目的	BAM-NZ Fundの長期的な元本の成長を追求します。
投資態度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主としてニュージーランドの株式、債券等に投資することを目的として設立されました。投資運用会社は、BAM-NZ Fundのために、ニュージーランドに関連する企業の株式（ニュージーランドで設立され、または事業を行っている企業の株式）に投資することができます。 ・ 投資運用会社は、それらの株式および債券への投資に当り、許容できるリターンがあり、長期的な観点から成長可能な事業を特定します。 ・ 中長期的に企業（適切な場合、未上場企業を含みます。）の証券を保有し、当該立場で、かかる企業の成長を手助けします（必要な場合には、将来における受入可能な条件における更なる財務上のサポートの提供を含みます。）。投資運用会社は、短期的な売買利益のため、企業の証券の短期の投機目的の取引を行う意図を有してはいません。上記戦略に沿って、投資運用会社が、BAM-NZ Fundのために取得する投資対象は、一般的に、中長期の元本の成長のために保有されます。投資運用会社は、BAM-NZ Fundのために、主として上場株式^(注1)に投資します。また、投資運用会社は、未上場株式^(注2)にも投資することができます。 （注1）「上場株式」とは、ニュージーランドで設立され、または事業を行っており、公認証券取引所または店頭市場で取引されている株式または株式関連証券（転換社債を含みます。）をいいます。 （注2）「未上場株式」とは、ニュージーランドで設立され、または事業を行っており、公認証券取引所または店頭市場で上場されていないものの、投資運用会社が公認証券取引所または店頭市場に上場すると予想している株式または株式関連証券（転換社債を含みます。）をいいます。 ・ 投資運用会社は、株式の銘柄選択にあたり、企業財務分析に重点をおいた手法を用います。投資運用会社は、BAM-NZ Fundのために、成熟企業のみならずミドル・ステージ^(注3)およびレート・ステージ^(注4)の新興企業にも投資します。 （注3）ミドル・ステージの企業とは、正のキャッシュ・フローおよび株主資本を有し、確立した市場および顧客を有し、利益を上げ、売上高を伸ばしている企業をいいます。 （注4）レート・ステージの企業とは、市場における安定的な地位、大幅な正のキャッシュ・フローおよび確立した市場を有する企業をいいます。その売上高は、ミドル・ステージの企業より高い傾向があり、現地での市場における地位が極めて強いので、一般的に輸出市場に重点をおいています。一般的に、レート・ステージの企業は、証券取引所への上場を行うため、十分な地位を有する状態にあります。 ・ 投資運用会社は、BAM-NZ Fundのために、ニュージーランドの公社債にも投資できます。BAM-NZ Fundが債券に投資する場合には、投資運用会社は、安定的な収益の確保を目指します。 投資運用会社が、BAM-NZ Fundのために、投資を行うことができる債券は、国債等を中心とした投資運用会社が信用力が高いと判断する債券^(注5)に限ります。 （注5）原則として、BAM-NZ Fundのために投資することができる債券は、ダブルAマイナス（AA-）相当の格付以上の債券に限定されます。 ・ 投資運用会社は、BAM-NZ Fundのために、リミテッド・パートナーシップの持分への投資を通じて、ニュージーランドに関連する株式および債券等に投資することができます。投資運用会社は、また、BAM-NZ Fundのために、預金を保有することができます。 ・ 投資運用会社は、BAM-NZ Fundのために、市場動向等を勘案し、投資対象の価格変動をヘッジするため、指数先物および指数オプション等のデリバティブを使用することができます。

関係法人	<p>投資運用会社：バンコプ・ウェルス・マネジメント・リミテッド</p> <ul style="list-style-type: none"> 投資運用会社は、ニュージーランドの法律に基づき設立された会社であり、その主たる事務所はニュージーランド、オークランド、191クインストリートの11階にあります。 投資運用会社は、ニュージーランドの市場における主要な地位を有する独立系専門プライベート・バンクおよび資産運用機関です。 投資運用会社は、広汎なバンコプ・ニュージーランド・グループの一部門です。 バンコプ・グループは、1987年に設立されました。同グループは、一般に投資銀行業務と定義される事業のなかで、それぞれが異なる機能を果たしています。 <p>これらの業務には、企業金融助言業務、資金管理業務、および資金管理運用業務を含んでおります。バンコプ・グループが最も注力しているのは、同社が主導的立場にあるニュージーランドにおけるビジネス活動です。</p> <p>受託会社：CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド 保管会社兼管理事務代行会社：三菱UFJグローバルカストディ・エス・エイ</p>
報酬等	<p>投資運用会社：BAM-NZ Fundの純資産総額に対し0.80%（毎月後払い） 受託会社：BAM-NZ Fundの純資産総額に対し0.01%（年間最低1万米ドル）（毎月後払い） 保管会社兼管理事務代行会社：BAM-NZ Fundの純資産総額に対し0.21%（年間最低8万ニュージーランド・ドル）（毎月後払い）</p> <p>上記のほか、BAM-NZ Fundが投資を行う未上場株式の評価を行う評価代行会社の報酬（BAM-NZ Fundが投資を行う未上場株式の純資産総額の0.05%）、設立費用、発行および募集に係る費用、公租公課、評価費用、有価証券等の取引手数料、ディスクロージャー関連費用、監査費用、法律顧問に対する報酬、マーケティング費用等が、BAM-NZ Fundから支払われます。</p>
運用開始日	平成22年12月6日
決算日	毎年6月30日

2. 「NZ日本株 マザーファンド」の受益証券について

ファンド名	NZ日本株 マザーファンド
形態 / 表示通貨	国内籍の証券投資信託 / 適格機関投資家私募 / 円建て
運用目的	信託財産の成長を目指して運用を行います。
投資態度	<p>投資対象銘柄の選定にあたっては、主として中長期的な視点からニュージーランドの経済成長、貿易拡大、有望企業との連携などによって恩恵を受け収益に貢献すると期待される日本企業に着目し、長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。</p> <p>株式の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の50%程度以上とします。ただし、信託設定当初や償還に備えた株式売却時ならびに収益分配金の支払いに備えるとき、この投資信託の組入銘柄の投資比率調整等により、株式組入比率が当該比率を下回ることがあります。</p> <p>当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。</p>
関係法人	<p>委託会社：ばんせい投信投資顧問株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社</p>
信託報酬	なし
運用開始日	平成22年12月1日
決算日	毎年10月14日（休業日の場合翌営業日）

3. 「NZ債券 マザーファンド」の受益証券について

ファンド名	NZ債券 マザーファンド
形態 / 表示通貨	国内籍の証券投資信託 / 適格機関投資家私募 / 円建て
運用目的	主としてニュージーランドの公社債への投資により、収益利息収入の確保をめざして運用を行います。
投資態度	主として、ニュージーランドの公社債への投資により、利息収入の確保をめざして運用を行います。 ニュージーランドの国債を中心に安定運用を行います。 短期金融商品資産の組入れにあたっては、取得時に第二位（株格付投資情報センターでa-2、(株)日本格付研究所でJ-2、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクでP-2、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングス・サービシズでA-2、フィッチレーティングスリミテッドでF2）以上の短期格付であり、かつ残存期間が1年未満の短期債、コマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。 外貨建資産については、委託者の判断によりヘッジ比率を定め、為替ヘッジを行うことがあります。 わが国の公社債にも投資します。 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行われないことがあります。
関係法人	委託会社：ばんせい投信投資顧問株式会社 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
信託報酬	なし
運用開始日	平成22年12月1日
決算日	毎年10月14日（休業日の場合翌営業日）

4. BAM-NZ Fund 以外の主としてニュージーランド関連企業の株式等へ投資する別に定める外国投資信託または外国投資法人に投資することがあります。

有価証券および金融商品の指図範囲等

- 〔1〕委託者は、信託金を、a. に掲げる外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）、ばんせい投信投資顧問株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたb. およびc. に掲げる親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、d. に掲げる外国投資信託の受益証券または外国投資法人の投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定められるものをいいます。）ならびにe. からh. までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。
- a. ケイマン籍の外国投資信託「BAM Trust - BAM-NZ Fund」
 - b. 国内籍の証券投資信託「NZ日本株 マザーファンド」の受益証券（本邦通貨表示）
 - c. 国内籍の証券投資信託「NZ債券 マザーファンド」の受益証券（本邦通貨表示）
 - d. BAM-NZ Fund 以外の主としてニュージーランド関連企業の株式等へ投資する別に定める外国投資信託または外国投資法人
 - e. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 - f. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
 - g. 国債証券、地方債証券、特別の法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

h. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、a. からd. までに掲げる投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）、外国投資信託の受益証券および外国投資法人の投資証券を「投資信託証券」といいます。また、g. の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）に限り行うことができるものとします。

〔2〕委託者は信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

a. 預金

b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

c. コール・ローン

d. 手形割引市場において売買される手形

e. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

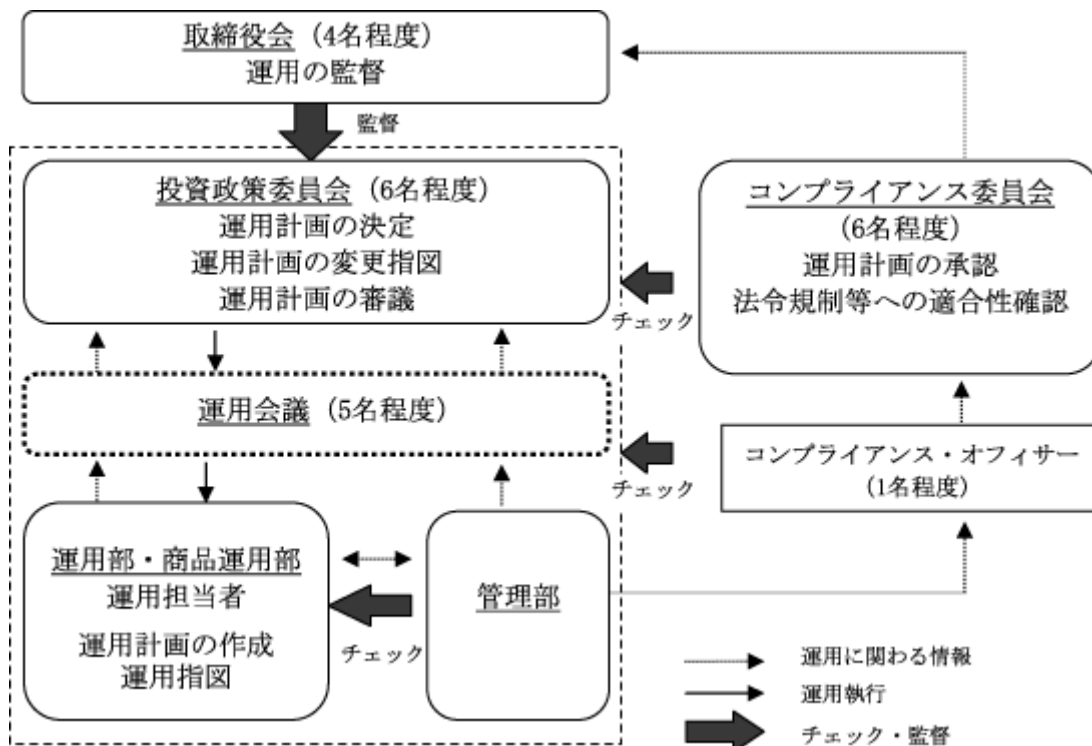
f. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

〔3〕上記〔1〕の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、上記〔2〕に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制

当ファンドの運用は、委託会社によって行われ、委託会社の運用体制は以下の通りです。



運用の流れ

〔1〕 運用計画策定

運用会議において、委託者の運用担当者は市場環境について討議を行い、様々な情報を得ます。運用会議を経て、運用計画は、運用担当者が起案し投資政策委員会に提出します。取締役会の監督の下、投資政策委員会において運用計画を審議し決定しますが、運用方針等に適合しない場合、運用計画の変更指図をします。投資政策委員会において決定された運用計画は、コンプライアンス委員会において法令、信託約款および社内規程等への適合性を確認したうえで承認され、運用の執行が行われます。運用の執行においては、法令、信託約款、社内規程等の遵守状況について、管理部、コンプライアンス・オフィサーがチェックを行います。管理部は問題があった場合にはコンプライアンス・オフィサーに報告します。また、運用計画の内容について法令諸規則等への適合性が確認できない場合は、委託者の運用担当者に対して当該運用計画を差戻し、変更指図します。変更指図を受けた運用担当者は、運用方針、法令、信託約款等を確認し、再度運用計画を起案し、投資政策委員会に提出します。

〔2〕 運用指図

投資政策委員会で審議された運用計画をもとに、運用担当者が売買を指図します。

〔3〕 リスク管理および運用成果のチェック

運用に関わるリスクおよび法令遵守の状況を管理部長が日々チェックしており、コンプライアンス・オフィサーおよび運用担当者に報告しています。また、運用成果のチェックは投資政策委員会が定期的に行います。

運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として「投資運用規程」があり、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、当ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

(4)【分配方針】

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- 〔1〕 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 〔2〕 分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案し、決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
- 〔3〕 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

当ファンドの決算日

原則として10月14日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

分配金のお支払い

当ファンドの分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として、決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

各投資対象ファンドの受益証券への投資割合

各投資対象ファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。

株式への投資割合

株式への直接投資は行いません。

投資信託証券への投資割合

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図

委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

公社債の借入れ

- 〔1〕 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認められた時は、担保の提供の指図を行なうものとします。

- 〔2〕前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 〔3〕信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- 〔4〕〔1〕の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ

- 〔1〕委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 〔2〕一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 〔3〕収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 〔4〕借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

《当ファンドのもつリスク》

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として外国株式や公社債など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。従って、当ファンドは、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。ご投資家のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスク等を十分ご理解のうえお申込みください。よろしくご依頼申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

< 基準価額の変動要因 >

主な変動要因

価格変動リスク

当ファンドは、投資対象ファンドを通じて、実質的に株式、債券等の値動きのある有価証券等に投資します。実質的な投資対象である有価証券等の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券等を売買しようとする場合、需要または供給がないために、有価証券等を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。当ファンドが、投資対象ファンドを通じて、売買しようとする有価証券等の市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、希望する売買が希望する価格でできない可能性があります。特に流動性の低い有価証券等を売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

信用リスク

信用リスクとは、当ファンドが、投資対象ファンドを通じて、投資する公社債および短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスク（債務不履行）をいいます。一般に債務不履行が発生した場合、または予想される場合には、公社債および短期金融商品の価格は下落します。また、発行体の格付けの変更に伴い価格が下落するリスクもあります。さらに、当該発行体が企業の場合には、その企業の株価が下落する要因となります。これらの影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

為替変動リスク

当ファンドの基準価額は円建てで表示されます。一方、当ファンドは外貨建ての投資信託証券であるBAM-NZ Fundに投資を行い、当該投資信託証券に対して原則として為替ヘッジを行いません。また、NZ債券 マザーファンドが投資を行う外貨建資産について、委託者の判断によりヘッジ比率を定め、為替ヘッジが行われず、したがって、為替ヘッジ比率および為替レートの動きに応じて基準価額は上昇または下落する可能性があります。

カントリー・リスク

当ファンドの投資対象ファンドは、ニュージーランドの株式、債券等に投資します。投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、基準価額の値動きが大きくなる可能性があります。

ニュージーランドに関するリスク

ニュージーランドは、小国であり、その経済は外需のサービスおよび商品に大きく依存しております。したがって、外需の減少は、純資産総額に重大な悪影響をもたらします。

小型株リスク

当ファンドは、投資対象ファンドを通じて、店頭市場で証券が取引され、より大きな価格変動にさらされる、中小企業への多額の投資を行う場合があります。かかる中小企業の証券は、多くの場合、知名度の高い大手企業の証券よりもはるかに高いリスクを伴います。

その他の変動要因

金利変動リスク

特定の受益証券に投資するリスク

税制変更のリスク

投資対象ファンドが保有する未公開株の評価および流動性に関するリスク

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

<当ファンド運営上のリスク>

取得申込・解約申込および買取申込の受付の中止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付・解約申込の受付および買取申込の受付を中止する場合があります。また、この場合、既に受付けた受益権の受益権の取得申込の受付・解約申込の受付および買取申込の受付についても取り消す場合があります。

信託の途中終了

当ファンドは一部解約により受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、または受益者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、信託を終了させる場合があります。

法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

<その他の留意点>

当ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

市場の急変時等には、前記の「投資方針」に従った運用ができない場合があります。

コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

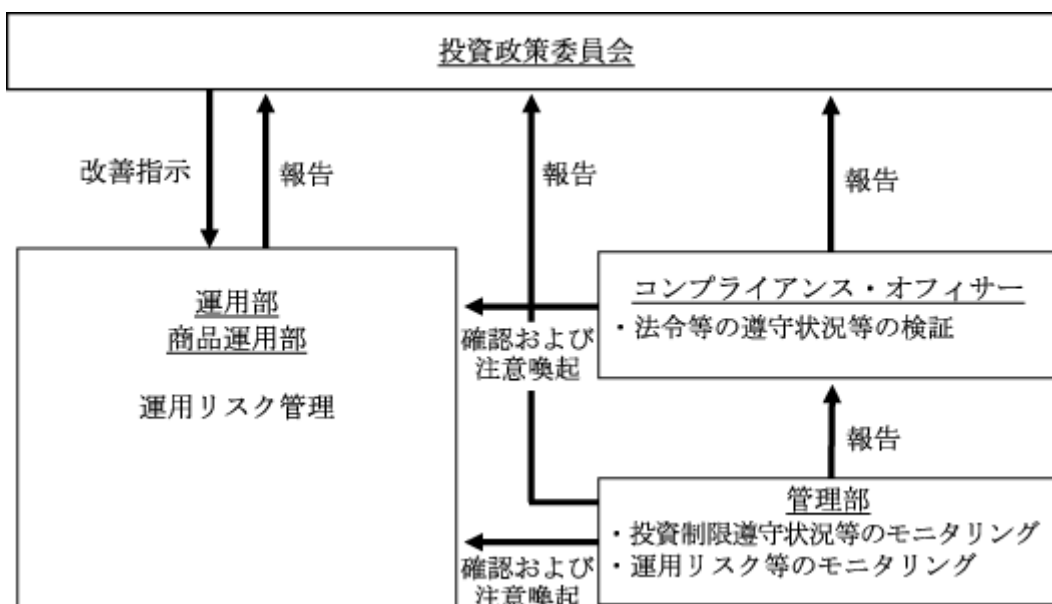
ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行う場合があります。従って、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

《リスク管理体制》

運用上のリスク管理



委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用部、商品運用部、管理部およびコンプライアンス・オフィサーならびに投資政策委員会等が直接的または間接的に運用状況のモニタリングを通じて運用リスクの管理を行います。

- 〔1〕 委託会社の運用部および商品運用部にて、運用リスク管理を行い、定期的に運用リスク状況を投資政策委員会に報告します。
- 〔2〕 委託会社の管理部は、運用リスク等のモニタリングを行い、その結果をコンプライアンス・オフィサーに報告します。管理部およびコンプライアンス・オフィサーは、状況に応じて運用部および商品運用部に内容の確認を行います。確認の結果、当ファンドの商品性に合致しないリスクが存在すると認められた場合、運用部および商品運用部に対し注意喚起を行い、委託者の投資政策委員会において報告を行います。
- 〔3〕 〔2〕による投資政策委員会への報告が行われた場合、投資政策委員会は、速やかに対応策を決定し、改善指示を行います。

上記リスク管理体制は本書提出日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.675%（税抜3.5%）を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た金額となります。

収益分配金を再投資する場合には申込手数料は、課されないものとします。

手数料について、詳しくは販売会社または委託会社照会先にお問い合わせください。

また、当ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗換え」¹または「償還前乗換え」²により当ファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社毎に異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

1「償還乗換え」とは、取得申込日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権をお求めいただく場合をいいます。

2「償還前乗換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権をお求めいただく場合をいいます。

(2)【換金（解約）手数料】

解約時手数料

ご解約時の手数料はありません。

信託財産留保額

ご解約時に、申込日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除いたします。

「信託財産留保額」とは、ご解約による組入る有価証券などの売却等費用について受益者間の公平を期するため、投資信託を途中解約される投資家にご負担いただくものです。なお、これは運用資金の一部として信託財産に組入れられます。

(3)【信託報酬等】

〔1〕信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の171.15の率（1.7115%）（税抜1.630%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとし、委託会社、販売会社ならびに受託会社との間の配分は以下のとおりとします。

信託報酬の配分 （年率）	委託会社	純資産総額に対し年0.840%（税抜0.800%）
	販売会社	純資産総額に対し年0.840%（税抜0.800%）
	受託会社	純資産総額に対し年0.0315%（税抜0.030%）

〔2〕投資対象ファンドの1つであるBAM-NZ Fundの純資産総額に対して年率1.02%（注1）の信託報酬等が投資対象ファンドより負担されます。

実質的に負担する信託報酬等は、BAM-NZ Fundの組入状況によって変動し、BAM-NZ Fundの組入れ比率が30%の場合、年率2.0175%（日本の消費税込）程度、70%の場合、年率2.4255%（日本の消費税込）程度、100%の場合、年率2.7315%（日本の消費税込）程度となります。

ご参考

<投資対象とする投資信託証券にかかる報酬等について>

1. BAM-NZ Fundの受益証券

管理報酬等：BAM-NZ Fundの純資産総額に対し合計年率1.02%（注1）

（内訳）投資運用会社：BAM-NZ Fundの純資産総額に対し0.80%（毎月後払い）

受託会社：BAM-NZ Fundの純資産総額に対し0.01%（年間最低1万米ドル）（毎月後払い）

保管銀行兼管理事務代行会社：BAM-NZ Fundの純資産総額に対し0.21%（年間最低8万ニュージーランド・ドル）（毎月後払い）

（注1）ただし、受託会社および保管銀行兼管理事務代行会社の報酬には、年間最低額が定められているため、BAM-NZ Fundの純資産総額が、一定額以下の場合には、年率1.02%を上回ることがあります。

（注2）上記のほか、BAM-NZ Fundが投資を行う未上場株式の評価を行う評価代行会社の報酬（BAM-NZ Fundが投資を行う未上場株式の純資産総額の0.05%）、設立費用、発行および募集に係る費用、公租公課、評価費用、有価証券等の取引手数料、ディスクロージャー関連費用、監査費用、法律顧問に対する報酬、マーケティング費用等が、BAM-NZ Fundから支払われます。

当該手数料および費用等の合計額、その上限額ならびにこれらの計算方法については、当ファンドおよびBAM-NZ Fundの運用状況、保有期間等に応じて異なりますので表示することはできません。

2. 「NZ日本株 マザーファンド」の受益証券

信託報酬：なし

3. 「NZ債券 マザーファンド」の受益証券

信託報酬：なし

(4) 【その他の手数料等】

当ファンドは以下の費用も負担します。

当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用

借入有価証券に係る品貸料

外貨建資産の保管費用

借入金の利息、融資枠の設定に要する費用

投資信託財産に関する租税

信託事務の処理に要する諸費用

受託会社の立替えた立替金の利息

その他、以下の諸費用

1. 投資信託振替制度に係る手数料および費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等法定提出書類の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 販売用資料の作成、印刷および交付に係る費用
5. 投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
6. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含まれます。）
7. 当ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに投資信託約款の費用または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

8. 当ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、上記の諸費用の支払を当ファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.2625%（税抜0.25%）を上限（ただし、変更される場合があります。）とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、当ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模を考慮して、期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記の諸費用は、当ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎年10月に到来する計算期間終了時（当該日が休業日の場合は翌営業日とします。）の翌営業日または信託の終了の時に、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

当該「その他の手数料等」の合計額、その上限額ならびにこれらの計算方法については、運用状況、保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

受益者の負担となる費用等については、運用状況等により変動するものであり、事前に全額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

[収益分配金に関する課税]

平成25年12月31日までの間は、個人の投資家が支払を受ける分配金のうち課税扱いとなる普通分配金に対して10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除は適用されません。）のいずれかを選択することもできます。上記10.147%の税率は平成26年1月1日以降、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）となる予定です。

[解約（換金）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税]

平成25年12月31日までの間は、換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10.147%の率により源泉徴収が行われます。なお、上記10.147%の税率は平成26年1月1日以後、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）となる予定です。

《譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について》

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能となります。

法人の投資家に対する課税

平成25年12月31日までの間は、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、7.147%（所得税7.147%）の税率で源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7.147%の税率は平成26年1月1日以降、15.315%（所得税15.315%）となる予定です。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

なお、法人の益金不算入制度の適用はありません。

換金（解約）時および償還時の課税について

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得額（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

〔法人の投資家の場合〕

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、販売会社の買取りによるご換金の場合は、税金の取扱いが異なる場合があります。買取りによるご換金については、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

- 〔1〕追加型株式投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。
- 〔2〕受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。（「元本払戻金（特別分配金）」については、「収益分配金の課税について」をご参照ください。）

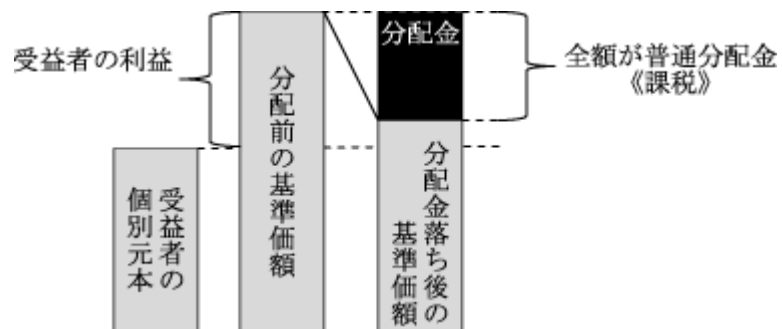
収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<イメージ図>

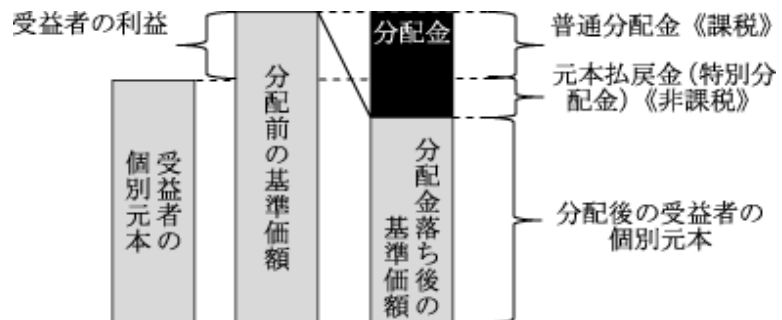
(a.の場合)

- a. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金《課税》となります。



(b.の場合)

- b. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。



平成25年1月1日現在のもので、税法が改正された場合等は、上記（5）課税上の取扱いの内容が変更される場合があります。

（5）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

以下は平成24年11月末日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン	238,729,400	60.58
親投資信託受益証券	日本	151,769,526	38.51
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	3,550,477	0.91
合計(純資産総額)		394,049,403	100.00

<ご参考>

「NZ日本株 マザーファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	52,972,000	71.91
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	20,684,539	28.09
合計(純資産総額)		73,656,539	100.00

「NZ債券 マザーファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
公社債	ニュージーランド	75,335,454	96.44
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	2,777,533	3.56
合計(純資産総額)		78,112,987	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

(単位:円、NZD)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	BAM Trust - BAM - NZ Fund ケイマン	投資信託 受益証券	350,000	10.160 3,556,000 (NZD)	10.090 3,531,500 (NZD)		60.58
2	NZ債券 マザーファ ンド 日本	親投資信託 受益証券	75,253,360	1.0319 77,653,943 (円)	1.0380 78,112,987 (円)		19.82
3	NZ日本株 マザー ファンド 日本	親投資信託 受益証券	66,321,393	1.03749 68,808,445 (円)	1.1106 73,656,539 (円)		18.69

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	60.58
親投資信託受益証券	38.51
合計	99.09

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】
該当事項はありません。

（参考）NZ日本株 マザーファンド
投資有価証券の主要銘柄
イ．主要銘柄の明細

（単位：円）

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価金額	評価単価 評価金額	利率（％） 償還期限 （年/月/日）	投資比率 （％）
1	オリックス 日本	株式 その他金融業	700	7,890 5,523,000	8,270 5,789,000		7.86
2	大建工業 日本	株式 その他製品	23,000	169 3,887,000	212 4,876,000		6.62
3	サトーホールディングス 日本	株式 機械	3,500	1,112 3,891,788	1,328 4,648,000		6.31
4	富士通ゼネラル 日本	株式 電気機器	6,000	646 3,876,000	756 4,536,000		6.16
5	セコム 日本	株式 サービス業	1,000	3,990 3,990,000	4,220 4,220,000		5.73
6	麒麟HD 日本	株式 食料品	4,000	1,034 4,136,000	1,011 4,044,000		5.49
7	リンナイ 日本	株式 金属製品	700	5,500 3,850,000	5,740 4,018,000		5.45
8	ダイキン工業 日本	株式 機械	1,500	2,004 3,006,000	2,592 3,888,000		5.28
9	住友林業 日本	株式 建設業	5,000	655 3,275,000	725 3,625,000		4.92
10	伊藤ハム 日本	株式 食料品	10,000	320 3,200,000	358 3,580,000		4.86
11	日本水産 日本	株式 水産・農林業	20,000	156 3,120,000	146 2,920,000		3.96
12	ウッドワン 日本	株式 その他製品	10,000	226 2,260,000	246 2,460,000		3.34
13	富士電機 日本	株式 電気機器	13,000	163 2,119,000	176 2,288,000		3.11
14	王子ホールディングス 日本	株式 パルプ・紙	8,000	221 1,768,000	260 2,080,000		2.82

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率（％）
株式	71.91
合計	71.91

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八．投資株式の業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
株式	機械	11.59
	食料品	10.35
	その他製品	9.96
	電気機器	9.26
	その他金融業	7.86
	サービス業	5.73
	金属製品	5.46
	建設業	4.92
	水産・農林業	3.96
	パルプ・紙	2.82
合計		71.91

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) NZ債券 マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

(単位: NZD)

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価	評価単価 時価	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	New Zealand Government Bond NZ	国債証券	600,000.00	114.882 689,292.000	114.717 688,302.000	6.00000 2017/12/15	59.56
2	New Zealand Government Bond NZ	国債証券	420,000.00	101.974 428,290.800	101.459 426,127.800	6.50000 2013/4/15	36.88

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率(%)
国債証券	96.44
合計	96.44

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成24年11月末日現在及び同日1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間	純資産総額（百万円）		1口当り純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期 2011年10月14日	397	397	0.9576	0.9576
11月末日	381	-	0.9241	-
12月末日	380	-	0.9231	-
2012年 1月末日	388	-	0.9569	-
2月末日	411	-	1.0144	-
3月末日	414	-	1.0389	-
4月末日	406	-	1.0203	-
5月末日	364	-	0.9285	-
6月末日	373	-	0.9537	-
7月末日	377	-	0.9637	-
8月末日	381	-	0.9824	-
9月末日	392	-	1.0145	-
第2期 2012年10月15日	386	389	1.0063	1.0143
10月末日	392	-	1.0223	-
11月末日	394	-	1.0499	-

【分配の推移】

期	1口当り分配金
第1期	0.0000円
第2期	0.0080円

【収益率の推移】

期	収益率（%）
第1期	4.2
第2期	5.9

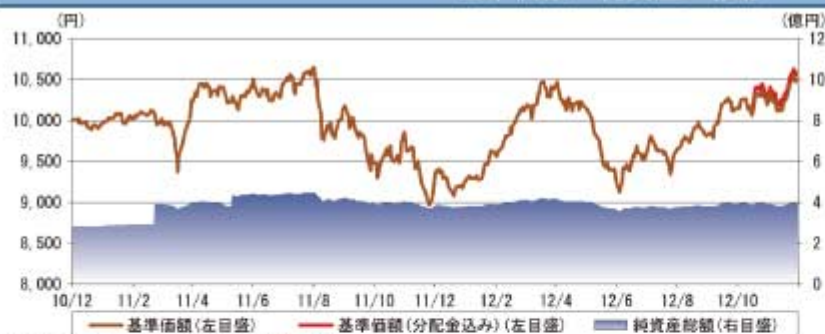
各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期	441,830,869	27,298,740	414,532,129
第2期	254,196	31,628,433	383,157,892

運用実績（2012年11月末日現在）

基準価額・純資産の推移



※基準価額は、信託報酬控除後です。

※分配金込み基準価額は、税引き前分配金を単純に合算したものです。

基準価額	10,499 円
純資産総額	3.9 億円

分配の推移

決算	分配金
第1期 (2011年10月14日)	0 円
第2期 (2012年10月15日)	80 円
設定来累計	80 円

※ 上記分配金は、1万口当り、税引き前です。

主要資産の状況

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン	238,729,400	60.58
親投資信託受益証券	日本	151,769,526	38.51
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	3,550,477	0.91
合計（純資産総額）		394,049,403	100.00

〈ご参考〉ファンド別 ポートフォリオ

BAM Trust-BAM-NZ Fund (ケイマン籍 米ドル建て)		NZ日本株 マザーファンド (国内籍 円建て)		NZ債券 マザーファンド (国内籍 円建て)	
投資比率※1：60.58%		投資比率※1：18.69%		投資比率※1：19.82%	
《NZ※4株式/業種別構成比上位》※2		《日本株式/業種別構成比上位》※3		《NZ※4債券/種別構成比》※3	
1 素材	28.38%	1 機械	11.59%	国債証券	96.44%
2 製造業	13.91%	2 食料品	10.35%		
3 医薬品	11.45%	3 その他製品	9.96%		
4 通信サービス	9.67%	4 電気機器	9.26%		
5 一般消費財	6.56%	5 その他金融業	7.86%		
組入銘柄数：9 銘柄		組入銘柄数：14 銘柄		組入銘柄数：2 銘柄	

※1 新西蘭ファンドの対純資産総額比です。

※2 「BAM Trust-BAM-NZ Fund」の純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

※3 マザーファンドの純資産総額に対する当該業種、または債券の時価の比率です。

※4 NZ とは、ニュージーランドのことをいいます。

年間収益率の推移



※ 決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しております。

※ 2010年は設定時（12月1日）から年末までの収益率を表示しております。

※ 2012年は年初から11月末日までの収益率を表示しております。

※ 当ファンドにベンチマークはありません。

※当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を予想あるいは保証するものではありません。

※運用実績については、別途開示している場合があります。この場合、表紙に記載のホームページにおいて閲覧することができます。

第2 【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

申込期間中の各営業日に、「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行われます。取得申込の受付については、原則として、午後3時までに、取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。ただし、販売会社の営業日であっても、申込不可日には、買付の申込みができません。（申込不可日については、下記照会先または販売会社にてご確認ください。）

分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

当ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、委託会社照会先までお問い合わせください。

申込受付時間は、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

委託会社照会先

ばんせい投信投資顧問株式会社 お電話によるお問い合わせ先 電話番号 03 - 3523 8118 (受付時間は営業日の午前9時～午後5時です。) インターネットホームページ http://www.bansei-am.co.jp/

販売の単位は、「分配金受取コース」の場合は1万口以上1口単位または1円以上1円単位、「分配金再投資コース」の場合は1円以上1円単位とします。ただし、「分配金再投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。なお、販売会社によっては、「積立投資契約」等に関する契約を締結した場合、当該契約で規定する取得申込みの単位でお申込み頂けます。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、買付のお申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた買付のお申込みの受け付けを取り消す場合があります。

< 申込手数料 >

取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.675% (税抜3.5%) 以内 で販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。販売会社については、委託会社照会先までお問い合わせください。

収益分配金を再投資する場合には申込手数料は課されないものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金(解約)手続等】

1. 解約手続き

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位（別に定める契約に係る受益権または販売会社に帰属する受益権については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。ただし、販売会社の営業日であっても、申込不可日には、換金の申込みができません。（申込不可日については、申込（販売）手続き同様、委託会社照会先または販売会社にてご確認ください。）

また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、当ファンドの規模、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により換金の金額に制限を設ける場合や換金の受付時間に制限を設ける場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。換金の価額は、換金のお申込み日の基準価額となります。

委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、8営業日目から販売会社において受益者に支払います。

委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

上記により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記の規定に準じて計算された価額とします。

一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または委託会社照会先にお問い合わせください。

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

換金の費用や税金については「第二部 ファンド情報 第1ファンドの状況 4手数料等及び税金」もご参照ください。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

2. 買取手続き

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社に買取の実行を請求することができます。

販売会社は、受益者の請求があるときには、その受益権を買取ります。

買取請求の受付については、原則として、午後3時までに、買取請求のお申込みが行われ、かつその買取請求のお申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。ただし、販売会社の営業日であっても、申込不可日には、換金の申込みができません。（「申込不可日」については、申込（販売）手続き同様、委託会社照会先または販売会社にてご確認ください。）

買取請求受付時間は、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

受益者からの買取請求による販売会社の受益権の買取価額は、買取請求受付日の翌営業日の基準価額から、課税対象者（当該買取りを行う販売会社）に係る源泉徴収税額に相当する金額を控除した額となります。（当該課税対象者に係る源泉徴収税額に相当する金額は、免除されることがあります。）詳細は販売会社にお問合わせください。

買取請求の一定金額を超える場合の制限、受付中止、代金の支払い等については、「1. 解約手続き」と同様です。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当りの価額をいいます。純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価（注）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注）主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・「BAM-NZ Fund」の受益証券：原則として計算時において知り得る直近の日の1口当り純資産価格で評価します。
- ・「NZ日本株 マザーファンド」の受益証券：計算日の基準価額で評価します。
- ・「NZ債券 マザーファンド」の受益証券：計算日の基準価額で評価します。
- ・BAM-NZ Fund 以外の主としてニュージーランド関連企業の株式等へ投資する別に定める外国投資信託または外国投資法人に投資することがあります。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

なお、基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または委託会社照会先にお問合わせください。

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

投資信託契約締結日から平成32年10月14日まで、または、投資信託契約の規定による信託終了の日まで。
（平成22年12月1日設定）

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年10月15日から翌年10月14日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成23年10月14日までとします。

なお、上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、下記「(5)その他」「当ファンドの繰上償還条項」等による信託終了の日までとします。

(5)【その他】

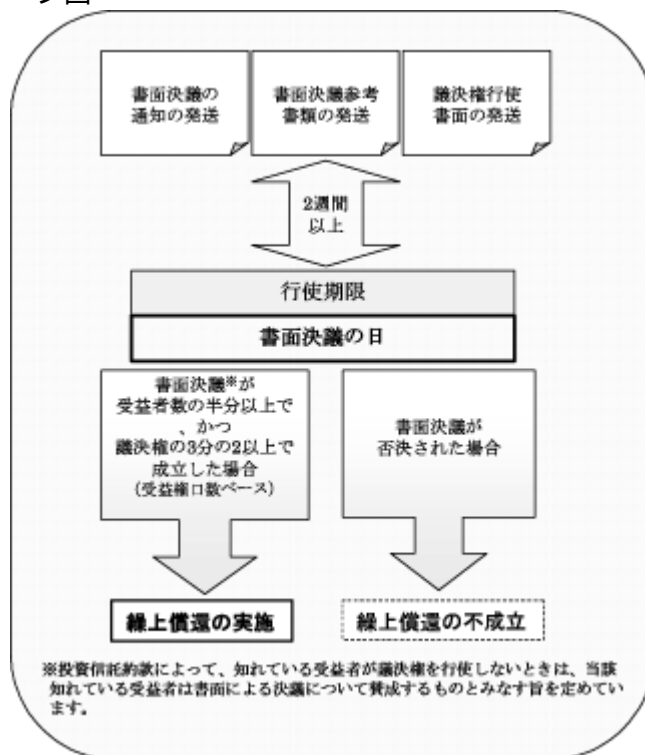
当ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託財産契約の一部を解約することにより、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

信託期間の終了

- a. 委託者は、上記「当ファンドの繰上償還条項」にしたがい信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。
この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- b. 上記a.の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- c. 上記a.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- d. 上記a.からc.までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、a.からc.までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。
- e. 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- f. 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し信託を終了させます。
上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、下記「投資信託約款の変更等」のd.の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

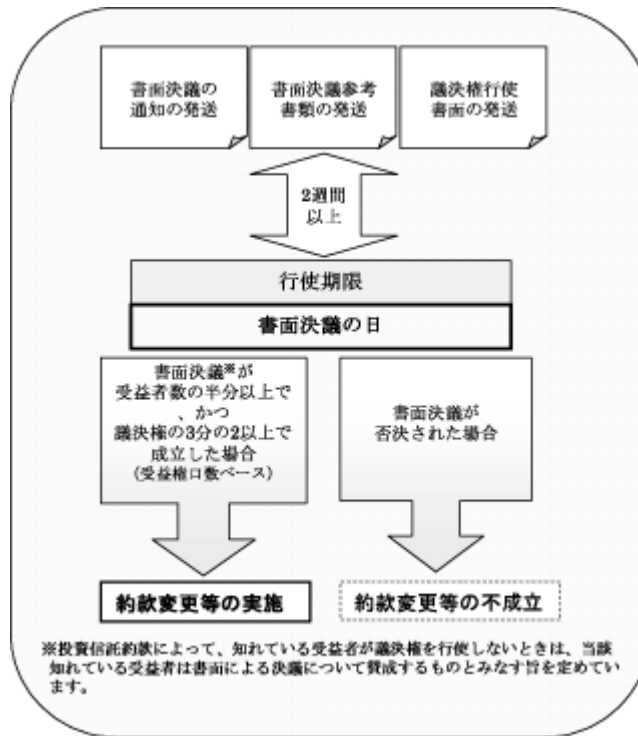
<イメージ図>



投資信託約款の変更等

- a. 受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款はa. からg. に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
- b. 委託者は、上記a. の事項（上記a. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- c. 上記b. の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b. の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b. からe. までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記b. からf. までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

<イメージ図>



運用報告書

当ファンドについて、委託者は、計算期間の終了毎に運用報告書を作成し、かつ知られたる受益者に交付します。

受託者の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「投資信託約款の変更等」にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- b. 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

反対者の買取請求権

当ファンドの繰上償還または重大な約款変更等を行う場合には、書面決議において当該繰上償還または重大な約款変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續きに関する事項は、前述の「信託期間の終了」a.または「投資信託約款の変更等」b.に規定する書面に付記します。

公告

1. 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<http://www.bansei-am.co.jp/>
2. 前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「投資信託受益権の取扱に関する契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金請求権

- 〔1〕 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。
- 〔2〕 上記の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に支払います。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとし、当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- 〔3〕 受益者が、収益分配金については、上記〔1〕に記載する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

一部解約請求権

- 〔1〕 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1万口単位または1口単位の販売会社が定める単位（別に定める契約に係る受益権または販売会社に帰属する受益権については1口単位）をもって一部解約の実行を請求することができます。
- 〔2〕 一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、8営業日目から販売会社および登録金融機関において受益者に支払います。

償還金請求権

- 〔1〕 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- 〔2〕 受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

第3 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間（平成23年10月15日から平成24年10月15日まで）の財務諸表については、三優監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】
新西蘭ファンド
(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期計算期間末 (平成23年10月14日現在)	第2期計算期間末 (平成24年10月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	6,107,288	16,011,557
投資信託受益証券	197,209,320	226,695,000
親投資信託受益証券	186,750,543	153,282,500
現先取引勘定	9,998,100	-
流動資産合計	400,065,251	395,989,057
資産合計	400,065,251	395,989,057
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	-	3,065,263
未払解約金	-	3,549,350
未払受託者報酬	49,744	60,747
未払委託者報酬	2,654,794	3,242,025
その他未払費用	414,744	506,481
流動負債合計	3,119,282	10,423,866
負債合計	3,119,282	10,423,866
純資産の部		
元本等		
元本	414,532,129	383,157,892
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	17,586,160	2,407,299
（分配準備積立金）	-	479,197
元本等合計	396,945,969	385,565,191
純資産合計	396,945,969	385,565,191
負債純資産合計	400,065,251	395,989,057

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期計算期間 (自平成22年12月1日 至平成23年10月14日)	第2期計算期間 (自平成23年10月15日 至平成24年10月15日)
営業収益		
受取利息	11,098	5,092
有価証券売買等損益	7,640,737	21,059,457
為替差損益	4,790,430	8,958,180
営業収益合計	12,420,069	30,022,729
営業費用		
受託者報酬	104,122	122,907
委託者報酬	5,557,823	6,558,839
その他費用	868,261	1,024,652
営業費用合計	6,530,206	7,706,398
営業利益又は営業損失（ ）	18,950,275	22,316,331
経常利益又は経常損失（ ）	18,950,275	22,316,331
当期純利益又は当期純損失（ ）	18,950,275	22,316,331
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	733,098	589,739
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	17,586,160
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,189,295	1,341,826
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	1,341,826
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,189,295	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	92,082	9,696
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	92,082	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	9,696
分配金	-	3,065,263
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	17,586,160	2,407,299

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第2期計算期間 自 平成23年 10月 15日 至 平成24年 10月 15日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算 基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則とし て、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の 仲値によって計算しております。
3 収益及び費用の計上基準	(1)有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
4 その他	(1)現先取引 現先取引の会計処理については、「金融商品に関する会計 基準」の規定によっております。 (2)当ファンドの計算期間は、平成23年10月15日から平成24年 10月15日までとなっております。

(追加情報)

第2期計算期間 自 平成23年 10月 15日 至 平成24年 10月 15日
当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

第1期計算期間末 平成23年10月14日現在	第2期計算期間末 平成24年 10月15日現在
1 計算期間の末日における受益権の総数 414,532,129口	1 計算期間の末日における受益権の総数 383,157,892口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に 規定する額 元本の欠損 17,586,160円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に 規定する額 元本の欠損 - 円
3 計算期間の末日における1単位当りの純資産の額 1口当り純資産額 0.9576円 (10,000口当り純資産額 9,576円)	3 計算期間の末日における1単位当りの純資産の額 1口当り純資産額 1.0063円 (10,000口当り純資産額 10,063円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1期計算期間 自 平成22年 12月 1日 至 平成23年 10月 14日	第2期計算期間 自 平成23年 10月 15日 至 平成24年 10月 15日																														
該当事項はございません。	<p>1 分配金の計算過程</p> <p>平成23年10月15日から平成24年10月15日まで 当該期末における分配対象金額5,472,562円（10,000口当り142円）のうち、3,065,263円（10,000口当り80円）を分配金額としております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">A</th> <th style="text-align: right;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: right;">3,468円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td style="text-align: center;">B</td> <td style="text-align: right;">3,540,992円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td style="text-align: center;">C</td> <td style="text-align: right;">1,928,102円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td style="text-align: center;">D</td> <td style="text-align: right;">- 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td style="text-align: center;">$E = A + B + C + D$</td> <td style="text-align: right;">5,472,562円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td style="text-align: center;">F</td> <td style="text-align: right;">383,157,892口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当り収益分配対象額</td> <td style="text-align: center;">$G = E / F \times 10,000$</td> <td style="text-align: right;">142円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当り分配金額</td> <td style="text-align: center;">H</td> <td style="text-align: right;">80円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td style="text-align: center;">$I = F \times H / 10,000$</td> <td style="text-align: right;">3,065,263円</td> </tr> </tbody> </table>	項目	A	金額	費用控除後の配当等収益額	A	3,468円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	3,540,992円	収益調整金額	C	1,928,102円	分配準備積立金額	D	- 円	当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	5,472,562円	当ファンドの期末残存口数	F	383,157,892口	10,000口当り収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	142円	10,000口当り分配金額	H	80円	収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	3,065,263円
項目	A	金額																													
費用控除後の配当等収益額	A	3,468円																													
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	3,540,992円																													
収益調整金額	C	1,928,102円																													
分配準備積立金額	D	- 円																													
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	5,472,562円																													
当ファンドの期末残存口数	F	383,157,892口																													
10,000口当り収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	142円																													
10,000口当り分配金額	H	80円																													
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	3,065,263円																													

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第1期計算期間 自 平成22年 12月 1日 至 平成23年 10月 14日	第2期計算期間 自 平成23年 10月 15日 至 平成24年 10月 15日
<p>1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。これらは、「価格変動リスク」、「為替変動リスク」、「金利変動リスク」などの「市場リスク」、「信用リスク」、「流動性リスク」にさらされております。</p> <p>3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用上のリスク管理に関して以下のとおり管理しております。 〔1〕委託会社の運用部にて、定期的にパフォーマンスやリスク等の確認を行っています。 〔2〕リスクの管理状況については、委託会社のコンプライアンス・オフィサーがチェックし、状況に応じて運用部に内容の確認を行います。 〔3〕確認の結果、当ファンドの商品性に合致しないリスクが存在すると認められた場合、運用部に対し注意喚起を行い、委託者のコンプライアンス委員会において報告を行います。 〔4〕〔3〕による報告が行われた場合、コンプライアンス委員会において速やかに対応策を決定し、改善指示を行います。</p> <p>4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>1 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用部、商品運用部、管理部およびコンプライアンス・オフィサーならびに投資政策委員会等が直接的または間接的に運用状況のモニタリングを通じて運用リスクの管理を行っております。 市場リスクについては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクについては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクについては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p> <p>4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第1期計算期間末 平成23年 10月14日現在	第2期計算期間末 平成24年 10月15日現在
<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2 時価の算定方法 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2 時価の算定方法 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第1期計算期間 自 平成22年 12月 1日 至 平成23年 10月 14日	第2期計算期間 自 平成23年 10月 15日 至 平成24年 10月 15日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(重要な後発事象に関する注記)

第2期計算期間 自 平成23年 10月 15日 至 平成24年 10月 15日
該当事項はございません。

(その他の注記)

1 元本の移動

第1期計算期間 自 平成22年 12月 1日 至 平成23年 10月 14日	第2期計算期間 自 平成23年 10月 15日 至 平成24年 10月 15日
期首元本額 -円	期首元本額 414,532,129円
期中追加設定元本額 441,830,869円	期中追加設定元本額 254,196円
期中一部解約元本額 27,298,740円	期中一部解約元本額 31,628,433円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

	第1期計算期間 自 平成22年 12月 1日 至 平成23年 10月 14日	第2期計算期間 自 平成23年 10月 15日 至 平成24年 10月 15日
種類	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	14,391,280	20,527,500
親投資信託受益証券	6,148,404	26,417
合計	8,242,876	20,553,917

3 デリバティブ取引関係

第1期計算期間（自 平成22年 12月 1日 至 平成23年 10月 14日）

該当事項はございません。

第2期計算期間（自 平成23年 10月 15日 至 平成24年 10月 15日）

該当事項はございません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式（平成24年10月15日現在）

該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券

（平成24年10月15日現在）

種類	銘柄	総口数(口)	評価額	備考
投資信託受益証券	BAM Trust - BAM-NZ Fund	350,000	3,556,000	
ニュージーランド ドル計	銘柄数：1	350,000	3,556,000	
			(226,695,000)	
	組入時価比率：58.8%		59.7%	
親投資信託受益証券	NZ 日本株 マザーファンド	70,977,320	73,638,969	
	NZ 債券 マザーファンド	77,181,443	79,643,531	
日本円計	銘柄数：2		153,282,500	
			(153,282,500)	
	組入時価比率：39.8%		40.3%	
合計（円）			379,977,500	

(注) 1 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

（参考）

当ファンドは、ケイマン籍の外国投資信託「BAM Trust - BAM-NZ Fund」の投資信託受益証券（ニュージーランドドル建て）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された投資信託受益証券は同外国投資信託の投資信託受益証券であります。

また、当ファンドは、「NZ 日本株 マザーファンド」および「NZ 債券 マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同ファンドの状況は次の通りです。

1 「BAM Trust - BAM-NZ Fund」の内容

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

同ファンドは平成24年6月30日に計算期間が終了しており、作成された財務諸表は公認会計士により財務諸表監査を受けております。以下に記載した「貸借対照表」、「損益計算書」および「組入有価証券明細」は、委託会社において抜粋・翻訳したものです。

組入有価証券明細

2012年6月30日現在

銘柄	株数	評価額	比率
	株	(単位：NZD)	%
ニュージーランド			
Air New Zealand Ltd	69,954	60,160	1.88
Auckland Intl Airport Ltd	56,179	137,077	4.28
Chorus Ltd	21,200	66,568	2.08
Fletcher Building Ltd	69,273	406,632	12.69
Nuplex Industries Ltd	142,807	357,018	11.14
Ryman Healthcare Ltd	96,763	334,800	10.45
Skellerup Holdings Ltd	160,000	227,200	7.09
Sky City Entertainment Group	61,908	210,487	6.57
Telecom New Zeal	110,676	264,516	8.26
合計		2,064,458	64.44

(注) 比率は組入時価の純資産に対する比率であります。

貸借対照表（2012年6月30日現在）

（単位：NZD）

資産の部	
有価証券（評価額）	2,064,458
預金	1,075,605
未収利息及び未収配当金	1,499
その他資産	117,255
資産合計	3,258,817
負債の部	
未払負債	55,370
負債合計	55,370
純資産合計	3,203,447
発行口数	350,000
1口当り純資産	9.15

損益及び剰余金計算書（2011年7月1日から2012年6月30日まで）

（単位：NZD）

収益	
受取利息	19,080
受取配当金	88,539
定期預金利息	4,905
収益合計	112,524
費用	
管理費用	25,917
カストディフィー	84,032
その他税金	3,444
専門家費用	58,190
信託費用	12,535
登録費用等	32,653
費用合計	216,771
投資純損失（ ）	104,247
投資及び外国為替取引による純利益又は純損失（ ）	
外国為替取引	420
投資	66,526
投資及び外国為替取引による純損失（ ）	66,946
当期純資産減少額	171,193

2 「NZ 日本株 マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 《貸借対照表》

対象年月日	平成24年10月15日現在
科目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	3,637,228
株式	45,717,000
現先取引勘定	19,994,600
未収入金	3,956,674
未収配当金	330,650
流動資産合計	73,636,152
資産合計	73,636,152
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	70,977,320
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,658,832
元本等合計	73,636,152
純資産合計	73,636,152
負債純資産合計	73,636,152

(2)《注記表》

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	自 平成23年 10月 15日 至 平成24年 10月 15日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。
2 収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3 その他	(1)現先取引 現先取引の会計処理については、「金融商品に関する会計基準」の規定によっております。

(その他の注記)

平成24年10月15日現在	
1 期首	平成23年10月15日
期首元本額	99,663,160円
期首より平成24年10月15日までの期中追加設定元本額	- 円
期首より平成24年10月15日までの期中一部解約元本額	28,685,840円
期末元本額	70,977,320円
期末元本額の内訳*	
新西蘭ファンド	70,977,320円
2 元本の欠損の額	- 円
3 計算期間の末日における1単位当りの純資産の額	
1口当りの純資産額	1.0375円
(10,000口当りの純資産額)	10,375円)

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 《附属明細表》

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(平成24年10月15日現在)

通貨	銘柄名	株式数	評価額（円）		備考
			単価	金額	
日本円	日本水産	20,000	156	3,120,000	
	住友林業	5,000	655	3,275,000	
	伊藤ハム	10,000	320	3,200,000	
	キリンHD	4,000	1,034	4,136,000	
	王子ホールディングス	8,000	221	1,768,000	
	リンナイ	700	5,500	3,850,000	
	サトーホールディングス	1,500	1,138	1,707,000	
	ダイキン工業	1,500	2,004	3,006,000	
	富士電機	13,000	163	2,119,000	
	富士通ゼネラル	6,000	646	3,876,000	
	ウッドワン	10,000	226	2,260,000	
	大建工業	23,000	169	3,887,000	
	オリックス	700	7,890	5,523,000	
	セコム	1,000	3,990	3,990,000	
計	銘柄数:14			45,717,000	
	組入時価比率: 62.1%			100%	
合計				45,717,000	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

3 「NZ 債券 マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 《貸借対照表》

対象年月日	平成24年10月15日現在
科目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
預金	63,953
コール・ローン	7,235,449
国債証券	71,245,904
未収利息	968,236
前払費用	669,584
流動資産合計	80,183,126
資産合計	80,183,126
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	541,620
流動負債合計	541,620
負債合計	541,620
純資産の部	
元本等	
元本	77,181,443
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	2,460,063
元本等合計	79,641,506
純資産合計	79,641,506
負債・純資産合計	80,183,126

(2) 《注記表》

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	自 平成23年 10月 15日 至 平成24年 10月 15日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1)国債証券、および地方債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の掲示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 (2)外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2 収益及び費用の計上基準	(1)有価証券売買等損益、為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3 その他	(1)現先取引 現先取引の会計処理については、「金融商品に関する会計基準」の規定によっております。

(その他の注記)

平成24年10月15日現在	
1 期首	平成23年10月15日
期首元本額	80,602,139円
期首より平成24年10月15日までの期中追加設定元本額	- 円
期首より平成24年10月15日までの期中一部解約元本額	3,420,696円
期末元本額	77,181,443円
期末元本額の内訳*	
新西蘭ファンド	77,181,443円
2 元本の欠損の額	- 円
3 計算期間の末日における1単位当りの純資産の額	1.0319円
1口当りの純資産額	10,319円)
(10,000口当りの純資産額	

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 《附属明細表》

第1 有価証券明細表

(1) 株式（平成24年10月15日現在）

該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券（平成24年10月15日現在）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	6.50% NEW ZEALAND GVT 04/15/2013	420,000	428,290	
	6.00% NEW ZEALAND GVT 12/15/2017	600,000	689,292	
ニュージーランド ドル計	銘柄数：2	1,020,000	1,117,582	
			(71,245,904)	
	組入時価比率：89.5%		100%	
合計（円）			71,245,904	

(注)1 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

2 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

第1期計算期間（自 平成22年 12月 1日 至 平成23年 10月 14日）

種類	第1期(平成23年10月14日現在)			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
	うち1年超			
市場取引以外の取引 為替予約取引				
売建	18,984,510		18,210,000	774,510
ニュージーランドドル	18,984,510		18,210,000	774,510
合計	18,984,510		18,210,000	774,510

(注)時価の算定方法

為替予約取引

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

第2期計算期間（自 平成23年 10月 15日 至 平成24年 10月 15日）

種類	第2期(平成24年10月15日現在)			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
	うち1年超			
市場取引以外の取引 為替予約取引				
売建	64,197,780		64,739,400	541,620
ニュージーランドドル	64,197,780		64,739,400	541,620
合計	64,197,780		64,739,400	541,620

(注)時価の算定方法

為替予約取引

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

	平成24年11月30日現在
資産総額	398,001,600円
負債総額	3,952,197円
純資産総額（ - ）	394,049,403円
発行済数量	375,320,500口
1 単位当り純資産額（ / ）	1.0499円

(参考) NZ日本株マザーファンド
純資産額計算書

	平成24年11月30日現在
資産総額	73,658,949円
負債総額	0円
純資産総額（ - ）	73,658,949円
発行済数量	66,321,393口
1 単位当り純資産額（ / ）	1.1106円

(参考) NZ債券マザーファンド
純資産額計算書

	平成24年11月30日現在
資産総額	150,879,506円
負債総額	72,763,544円
純資産総額（ - ）	78,115,962円
発行済数量	75,253,360口
1 単位当り純資産額（ / ）	1.0380円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換の事務等

該当事項はありません。

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を継承するものが存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（平成24年11月末日現在）

現在の資本金の額	5億1,450万円
会社が発行する株式総数	100,000株
発行済株式総数	20,180株

直近5ヵ年における主な資本の額の増減：

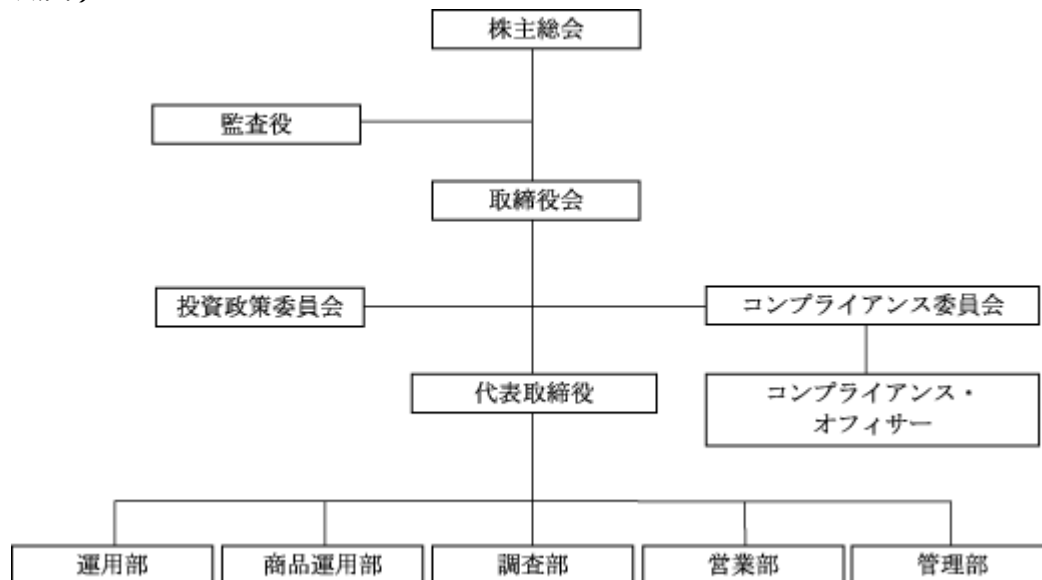
平成20年2月13日	資本金	320百万円に増資
平成20年8月15日	資本金	370百万円に増資
平成21年4月28日	資本金	380百万円に増資
平成21年5月28日	資本金	385百万円に増資
平成21年6月29日	資本金	400百万円に増資
平成21年8月31日	資本金	405百万円に増資
平成21年9月30日	資本金	415百万円に増資
平成21年11月30日	資本金	425百万円に増資
平成21年12月28日	資本金	440百万円に増資
平成22年3月26日	資本金	450百万円に増資
平成22年5月31日	資本金	475百万円に増資
平成23年3月31日	資本金	499.5百万円に増資
平成24年3月29日	資本金	514.5百万円に増資

(2) 委託会社の機構（本書提出日現在）

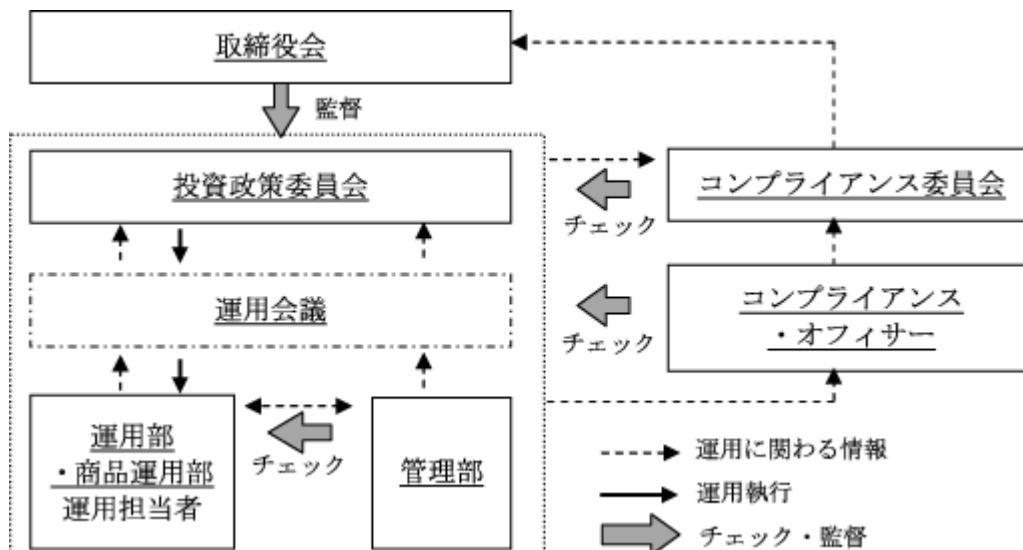
会社の意思決定機構

取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、当会社の業務に関する重要事項を決定します。

(組織図)



投資運用の意思決定機構(本書提出日現在)



(取締役会)

- ・運用担当取締役および「コンプライアンス委員会」からの運用に関する報告を受け、また必要に応じ各部より報告を徴収して運用全体を管理監督いたします。

(投資政策委員会)

- ・代表取締役社長に加え、全取締役、CIO、運用部長、コンプライアンス・オフィサー、管理部長により構成されます。
- ・運用担当者が作成した運用計画、決算・配当政策、運用実績を審議し、決定したうえで、コンプライアンス委員会へ付議します。

(運用会議)

- ・委託者の運用担当者は市場環境について討議を行い、様々な情報を得ます。

(コンプライアンス委員会、コンプライアンス・オフィサー)

- ・投資政策委員会において決定された運用計画等を審議し、法令諸規則等の適合性を確認し、承認します。

- ・適合性が確認できない場合、運用担当者（計画立案者）に変更指図を行います。
- ・コンプライアンス・オフィサーは投資政策委員会に必ず出席し、審議経過について必要と認める場合、その議案の審議を中止させることができます。

（運用部）

- ・投資政策委員会およびコンプライアンス委員会において審議し決定された運用計画の実行およびモニタリングをします。
- ・運用報告書を作成します。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

委託会社が運用する証券投資信託は平成24年11月末日現在、次の通りです。ただし、親投資信託を除きます。

種類	本数	純資産総額 [百万円]
追加型株式投資信託	10	8,630
合計	10	8,630

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるばんせい投信投資顧問株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項に基づき、第14期事業年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)の財務諸表については、かがやき監査法人により監査を受けております。
また、第15期事業年度に係る中間会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)の中間財務諸表については、かがやき監査法人による中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)	
		金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
流動資産					
1. 現金及び預金			95,551		105,993
2. 未収委託者報酬			25,946		23,791
3. 未収収益	1		14,655		15,881
4. 前払費用			1,122		1,303
5. 立替金			9,155		8,628
6. その他			431		170
7. 貸倒引当金			4,798		4,029
流動資産計			142,064		151,737
固定資産					
1. 有形固定資産					
(1) 建物附属設備		235		1,965	
減価償却累計額		41	193	478	1,486
(2) 工具器具及び備品		7,651		8,252	
減価償却累計額		6,207	1,444	5,554	2,698
有形固定資産計			1,637		4,185
2. 無形固定資産					
(1) 電話加入権			288		288
(2) ソフトウェア			80		23
無形固定資産計			368		311
固定資産計			2,005		4,497
資産合計			144,070		156,235

区分	注記 番号	前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)	
		金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
流動負債					
1. 未払金	1		16,344		16,204
2. 未払費用			5,064		4,767
3. 未払法人税等			1,414		2,475
4. 預り金			1,481		944
5. 賞与引当金			7,683		5,393
6. 未払消費税			903		1,967
流動負債計			32,891		31,752
負債合計			32,891		31,752
(純資産の部)					
株主資本					
1. 資本金			499,500		514,500
2. 資本剰余金					
(1) 資本準備金		259,500		274,500	
(2) その他資本剰余金		1,465		1,465	
資本剰余金計			260,965		275,965
3. 利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		649,286		665,982	
利益剰余金計			649,286		665,982
株主資本合計			111,178		124,483
純資産合計			111,178		124,483
負債純資産合計			144,070		156,235

(2)【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
		金額（千円）		金額（千円）	
営業収益					
1. 委託者報酬		97,054		97,429	
2. 投資顧問料	1	104,350		118,309	
3. その他営業収益	1	3,809		5,714	
営業収益計			205,213		221,452
営業費用					
1. 支払手数料	1	32,089		33,206	
2. 広告宣伝費	1	5,153		4,665	
3. 受益証券発行費		249		249	
4. 調査費					
(1) 調査費		19,092		22,308	
(2) 委託調査費		6,658		6,959	
5. 委託計算費		20,988		21,388	
6. 営業雑経費					
(1) 通信費		2,124		1,740	
(2) 協会費		1,595		1,090	
(3) 諸会費		792		1,444	
(4) 貸倒引当金繰入額		7,760		2,425	
(5) その他営業雑経費		7,134		3,409	
営業費用計			103,639		98,888
一般管理費					
1. 給料					
(1) 役員報酬		2,700		2,845	
(2) 給料・手当	1	100,170		83,737	
(3) 賞与		8,730		3,941	
(4) 賞与引当金繰入額		13,107		3,174	
2. 交際費		193		260	
3. 旅費交通費		2,330		905	
4. 租税公課		2,171		2,626	
5. 不動産賃借料	1	6,238		9,029	
6. 固定資産減価償却費		973		1,501	
7. 諸経費		24,462		30,192	
一般管理費計			161,076		138,215
営業損失（ ）			59,502		15,651
営業外収益					
1. 受取利息		23		14	
2. 雑益		9		28	
営業外収益計			32		42
営業外費用					
1. 為替差損		49		41	
2. 株式交付費		346		105	
3. 雑損失		59		-	
営業外費用計			455		146
経常損失（ ）			59,926		15,755
特別利益					
1. 固定資産売却益	2	-		26	
2. 貸倒引当金戻入		90		-	
特別利益計			90		26
特別損失					
1. 固定資産売却損	3	-		17	
特別損失計			-		17
税引前当期純損失（ ）			59,835		15,745
法人税、住民税及び事業税			290		950
当期純損失（ ）			60,125		16,695

(3)【株主資本等変動計算書】

株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	450,000	499,500
当期変動額		
新株の発行	49,500	15,000
当期変動額合計	49,500	15,000
当期末残高	499,500	514,500
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	210,000	259,500
当期変動額		
新株の発行	49,500	15,000
当期変動額合計	49,500	15,000
当期末残高	259,500	274,500
その他資本剰余金		
当期首残高	1,465	1,465
当期末残高	1,465	1,465
資本剰余金合計		
当期首残高	211,465	260,965
当期変動額		
新株の発行	49,500	15,000
当期変動額合計	49,500	15,000
当期末残高	260,965	275,965
利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	589,161	649,286
当期変動額		
当期純損失()	60,125	16,695
当期変動額合計	60,125	16,695
当期末残高	649,286	665,982
株主資本合計		
当期首残高	72,304	111,178
当期変動額		
新株の発行	99,000	30,000
当期純損失()	60,125	16,695
当期変動額合計	38,874	13,304
当期末残高	111,178	124,483
純資産合計		
当期首残高	72,304	111,178
当期変動額		
新株の発行	99,000	30,000
当期純損失()	60,125	16,695
当期変動額合計	38,874	13,304
当期末残高	111,178	124,483

重要な会計方針

項目	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1．固定資産の減価償却の方法	<p>イ 有形固定資産（リース資産を除く） 平成19年3月31日までに取得したものの旧定率法によっております。 平成19年4月1日以降に取得したものの定率法によっております。 なお、耐用年数は次のとおりです。 建物附属設備 15～18年 工具器具及び備品 3～15年</p> <p>ロ 無形固定資産 定額法を採用しております。 ソフトウェア 5年</p>
2．繰延資産の処理方法	<p>イ 株式交付費 支出時に全額費用としております</p>
3．引当金の計上基準	<p>イ 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社は、一般債権については貸倒実績率により、また貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>ロ 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。</p>
4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>
5．表示方法の変更	<p>（貸借対照表関係） 前事業年度において「未払金」に含めていた「未払消費税」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。 この結果、前事業年度の貸借対照表において、「未払金」に表示していた17,247千円は、「未払金」16,344千円、「未払消費税」903千円として組替えております。</p>
6．追加情報	<p>当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。</p>

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1. 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 (千円)	1. 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 (千円)
流動資産	流動資産
未収収益 1,768	未収収益 8,381
流動負債	流動負債
未払金 1,268	未払金 1,918

（損益計算書関係）

前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 (千円)	1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 (千円)
関係会社からの投資一任報酬 18,720	関係会社からの投資一任報酬 66,370
関係会社への代行販売手数料 827	関係会社への代行販売手数料 6,048
関係会社への地代家賃 6,238	関係会社からのコンサルティング料 5,714
関係会社への出向者給与 25,452	関係会社への地代家賃 8,841
	関係会社への出向者給与 1,806
	関係会社へのロゴ掲載代 4,010
2.	2. 固定資産売却益は、工具器具備品26千円であります。
3.	3. 固定資産売却損は、工具器具備品17千円であります。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	17,600	1,980	-	19,580

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次の通りであります。

株主割当増資による新株の発行による増加 1,980株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	19,580	600		20,180

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、次の通りであります。

株主割当増資による新株の発行による増加 600株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に照らして、必要な資金を調達（主に増資）しております。資金運用については、短期的な預金等に限定して行っております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収収益は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替の変動に係るリスク）の管理

定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	95,551	95,551	
(2) 未収委託者報酬	25,946	25,946	
(3) 未収収益	14,655	14,655	
(4) 立替金	9,155	9,155	
貸倒引当金	4,798	4,798	
資産計	140,510	140,510	
(1) 未払金	16,344	16,344	
(2) 未払費用	5,064	5,064	
(3) 未払法人税等	1,414	1,414	
(4) 預り金	1,481	1,481	
(5) 未払消費税	903	903	
負債計	25,208	25,208	

立替金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 金融資産の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 未収委託者報酬 (3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 立替金

これらは、回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

(1) 未払金 (2) 未払費用 (3) 未払法人税等 (4) 預り金 (5) 未払消費税

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	105,993	105,993	
(2) 未収委託者報酬	23,791	23,791	
(3) 未収収益	15,881	15,881	
(4) 立替金	8,628	8,628	
貸倒引当金	4,029	4,029	
資産計	150,264	150,264	
(1) 未払金	16,204	16,204	
(2) 未払費用	4,767	4,767	
(3) 未払法人税等	2,475	2,475	
(4) 預り金	944	944	
(5) 未払消費税	1,967	1,967	
負債計	26,358	26,358	

立替金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 金融資産の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 未収委託者報酬 (3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 立替金

これらは、回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

(1) 未払金 (2) 未払費用 (3) 未払法人税等 (4) 預り金 (5) 未払消費税

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（税効果会計関係）

前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)																																		
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">税務上の繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">264,189</td> </tr> <tr> <td>未払事業税否認</td> <td style="text-align: right;">457</td> </tr> <tr> <td>一括償却資産否認</td> <td style="text-align: right;">102</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">1,952</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">3,126</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産 小計</td> <td style="text-align: right;"><u>269,828</u></td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;"><u>269,828</u></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right;"><u>-</u></td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため注記を省略しております。</p> <p>3.</p>	税務上の繰越欠損金	264,189	未払事業税否認	457	一括償却資産否認	102	貸倒引当金	1,952	賞与引当金	3,126	繰延税金資産 小計	<u>269,828</u>	評価性引当額	<u>269,828</u>	繰延税金資産の純額	<u>-</u>	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(千円)</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">税務上の繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">230,242</td> </tr> <tr> <td>未払事業税否認</td> <td style="text-align: right;">579</td> </tr> <tr> <td>一括償却資産否認</td> <td style="text-align: right;">130</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">1,436</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">2,050</td> </tr> <tr> <td>減価償却超過額</td> <td style="text-align: right;">6</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産 小計</td> <td style="text-align: right;"><u>234,445</u></td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;"><u>234,445</u></td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right;"><u>-</u></td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p>「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。</p> <p>これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.69%から平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.01%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.64%となります。</p> <p>なお、この税率変更による影響はありません。</p>	税務上の繰越欠損金	230,242	未払事業税否認	579	一括償却資産否認	130	貸倒引当金	1,436	賞与引当金	2,050	減価償却超過額	6	繰延税金資産 小計	<u>234,445</u>	評価性引当額	<u>234,445</u>	繰延税金資産の純額	<u>-</u>
税務上の繰越欠損金	264,189																																		
未払事業税否認	457																																		
一括償却資産否認	102																																		
貸倒引当金	1,952																																		
賞与引当金	3,126																																		
繰延税金資産 小計	<u>269,828</u>																																		
評価性引当額	<u>269,828</u>																																		
繰延税金資産の純額	<u>-</u>																																		
税務上の繰越欠損金	230,242																																		
未払事業税否認	579																																		
一括償却資産否認	130																																		
貸倒引当金	1,436																																		
賞与引当金	2,050																																		
減価償却超過額	6																																		
繰延税金資産 小計	<u>234,445</u>																																		
評価性引当額	<u>234,445</u>																																		
繰延税金資産の純額	<u>-</u>																																		

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

＜セグメント情報＞

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社は資産運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当社は資産運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

＜関連情報＞

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報（単位：千円）

	証券投資 一任報酬	商品投資 一任報酬	投信委託者報酬	その他	合計
外部顧客 からの収益	31,421	72,567	97,054	4,170	205,213

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益（単位：千円）

	日本	ケイマン諸島	合計
営業収益	134,360	70,853	205,213

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報（単位：千円）

顧客の名称 又は氏名	BY Premium Company	ばんせい証券 株式会社	IBS Pension Limited Partnership	関東六県電気工事業 厚生年金基金
営業収益	36,160	18,720	14,608	13,010

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報（単位：千円）

	証券投資 一任報酬	商品投資 一任報酬	投信委託者報酬	その他	合計
外部顧客 からの収益	72,403	45,905	97,429	5,714	221,452

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益（単位：千円）

	日本	ケイマン諸島	合計
営業収益	173,665	47,787	221,452

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報 (単位：千円)

顧客の名称又は氏名	ばんせい証券株式会社	BY Premium Company
営業収益	72,084	31,522

< 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 >

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

< 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 >

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

< 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 >

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ばんせい証券株式会社	東京都中央区	1,558,250	証券業	(被所有)直接100	投資一任契約 役員の兼任	投資顧問料の受取	18,720	未収収益	1,768
							代行販売手数料の支払	827		
							出向者の受入	25,452		
							地代家賃の支払	6,238	未払金	1,268

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. ばんせい証券株式会社との取引については、一般的な取引条件に基づき決定しております。

ばんせい証券株式会社は、平成23年5月16日付でばんせい山丸証券株式会社から商号変更しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

1. 親会社情報

ばんせい証券株式会社（未上場）

2. 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ばんせい証券株式会社	東京都中央区	1,558,250	証券業	(被所有)直接100	投資一任契約 役員の兼任	投資顧問料の受取	66,370	未収収益	8,381
							代行販売手数料の支払	6,048		
							コンサルティング料の受取	5,714		
							地代家賃の支払	8,841		
							出向者の受入	1,806		
							ロゴ掲載費用の支払い	4,010		
							未払金	1,918		

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. ばんせい証券株式会社との取引については、一般的な取引条件に基づき決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

1. 親会社情報

ばんせい証券株式会社（未上場）

2. 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません

(1株当り情報)

前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
1株当り純資産額	5,678.19円	1株当り純資産額	6,168.64円
1株当り当期純損失金額	3,232.92円	1株当り当期純損失金額	850.52円
なお、潜在株式調整後1株当り当期純利益金額については、1株当り当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載してありません。		なお、潜在株式調整後1株当り当期純利益金額については、1株当り当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載してありません。	

(注) 1株当り当期純利益（又は損失）金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
当期純損失（千円）	60,125	16,695
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純損失（千円）	60,125	16,695
普通株式の期中平均株式数（株）	18,598	19,630

（重要な後発事象）

前事業年度（自 平成22年4月 1 日 至 平成23年3月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年4月 1 日 至 平成24年3月31日）
該当事項はありません。

[次へ](#)

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間末 (平成24年9月30日)
区分	注記 番号	
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		104,599
未収委託者報酬		22,058
未収収益		15,335
前払費用		1,608
立替金		6,751
その他		1
貸倒引当金		3,287
流動資産合計		147,067
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備		1,965
減価償却累計額		676
建物附属設備(純額)		1,288
工具器具及び備品		9,772
減価償却累計額		6,321
工具器具及び備品(純額)		3,451
有形固定資産合計		4,739
無形固定資産		
電話加入権		288
ソフトウェア		11
無形固定資産合計		299
固定資産合計		5,039
資産合計		152,106
(負債の部)		
流動負債		
未払金	1	14,708
未払費用		4,657
未払法人税等		1,749
預り金		1,110
賞与引当金		5,175
流動負債合計		27,401
負債合計		27,401
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		514,500
資本剰余金		
資本準備金		274,500
その他資本剰余金		1,465
資本剰余金計		275,965
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		665,760
利益剰余金計		665,760
株主資本合計		124,705
純資産合計		124,705
負債純資産合計		152,106

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間 (自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日)
区分	注記 番号	
営業収益		114,463
営業費用		113,681
手数料等営業経費		46,291
一般管理費	1	67,389
営業利益		782
営業外収益		9
受取利息		9
営業外費用		95
雑損失		95
経常利益		696
税引前中間純利益		696
法人税、住民税及び事業税		475
中間純利益		221

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	514,500
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	514,500
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	274,500
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	274,500
その他資本剰余金	
当期首残高	1,465
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	1,465
資本剰余金合計	
当期首残高	275,965
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	275,965
利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	665,982
当中間期変動額	
中間純損失	221
当中間期変動額合計	221
当中間期末残高	665,760
株主資本合計	
当期首残高	124,483
当中間期変動額	
中間純損失	221
当中間期変動額合計	221
当中間期末残高	124,705
純資産合計	
当期首残高	124,483
当中間期変動額	
中間純損失	221
当中間期変動額合計	221
当中間期末残高	124,705

重要な会計方針

項目	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
1．固定資産の減価償却の方法	<p>イ 有形固定資産（リース資産を除く） 平成19年3月31日までに取得したものの旧定率法によっております。 平成19年4月1日以降に取得したものの定率法によっております。 なお、耐用年数は次のとおりです。 建物附属設備 15～18年 工具器具及び備品 3～15年</p> <p>□ 無形固定資産 定額法を採用しております。 ソフトウェア 5年</p>
2．引当金の計上基準	<p>イ 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社は、一般債権については貸倒実績率により、また貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>□ 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。</p>
3．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。
4．会計方針の変更等	<p>（有形固定資産の減価償却方法の変更） 当社は法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。 この変更による当中間会計期間の損益に与える影響は軽微であります。</p>

注記事項

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末 （平成24年9月30日）
<p>1. 消費税等の取り扱い</p> <p>仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払金」として表示しております。</p>

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 （自平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）
<p>1. 減価償却実施額</p> <p style="padding-left: 40px;">有形固定資産 965千円</p> <p style="padding-left: 40px;">無形固定資産 11千円</p>

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	20,180			20,180

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

当中間会計期間末（平成24年9月30日）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

当中間会計期間末（平成24年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	中間貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 現金及び預金	104,599	104,599	
(2) 未収委託者報酬	22,058	22,058	
(3) 未収収益	15,335	15,335	
(4) 立替金	6,751	6,751	
貸倒引当金	3,287	3,287	
資産計	145,456	145,456	
(1) 未払金	14,708	14,708	
(2) 未払費用	4,657	4,657	
(3) 未払法人税等	1,749	1,749	
(4) 預り金	1,110	1,110	
負債計	22,226	22,226	

立替金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（注）金融資産の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 未収委託者報酬 (3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 立替金

これらは、回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は中間決算日における中間貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

(1) 未払金 (2) 未払費用 (3) 未払法人税等 (4) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

当中間会計期間末（平成24年9月30日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間末（平成24年9月30日）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

＜セグメント情報＞

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

当社は資産運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

＜関連情報＞

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

1. 製品およびサービスごとの情報（単位：千円）

	証券投資一任 報酬	商品投資一任 報酬	投信委託者 報酬	その他	合計
外部顧客からの収益	47,082	21,865	42,658	2,857	114,463

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益（単位：千円）

	日本	ケイマン諸島	合計
営業収益	92,293	22,170	114,463

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	ばんせい証券株式会社	BY Premium Company
営業収益	47,306	14,630

＜報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報＞

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

＜報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報＞

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

＜報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報＞

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

（ 1株当り情報 ）

1株当り純資産額並びに1株当り中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

< 1株当り純資産額 >

当中間会計期間末 (平成24年9月30日)	
1株当り純資産額	6,163.71円

< 1株当り中間純利益金額 >

当中間会計期間 (自平成24年4月1日至平成24年9月30日)	
1株当り中間純利益金額	11.00円
なお、潜在株式調整後1株当り中間純利益金額については、1株当り中間純利益であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

（注）1株当り中間純利益の算定上の基礎

項目	当中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
中間純利益金額（千円）	221
普通株主に帰属しない金額（千円）	
普通株式に係る中間純利益（千円）	221
普通株式の期中平均株式数（株）	20,180

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

通常の実行の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと、

委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと、

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託者

(a) 名称	(b) 資本金の額	(c) 事業の内容
三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本トラスティ ・サービス信託銀行株式会社)	3,420億円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

平成24年4月1日現在

(2) 販売会社

(a) 名称	(b) 資本金の額	(c) 事業の内容
ばんせい証券株式会社 株式会社SBI証券 楽天証券株式会社	1,558百万円 47,937百万円 7,495百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

平成24年3月末日現在

2【関係業務の概要】

(1) 受託者

当ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

< 再信託受託者の概要 >

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

設立年月日 : 平成12年6月20日

業務の概要 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

銀行免許取得日および信託業務の認可取得日 : 平成12年7月13日

(2) 販売会社

当ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】(持株比率5.0%以上を記載します。)

受託者

該当事項はありません。

販売会社

ばんせい証券株式会社は委託会社の発行済み株式の100.0%を所有しています。

(平成24年11月末日現在)

第3【その他】

- (1)目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、また当ファンドの形態などの記載をすることがあります。
- (2)届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (3)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (4)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- (5)目論見書に当該委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額および目論見書の使用を開始する日を記載する場合があります。
- (6)目論見書に投資信託の財産は委託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載する場合があります。

独立監査人の監査報告書

平成24年12月14日

ばんせい投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 海藤 丈二

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新西蘭ファンドの平成23年10月15日から平成24年10月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新西蘭ファンドの平成24年10月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ばんせい投信投資顧問株式会社及び新西蘭ファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月20日

ばんせい投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

かがやき監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	曾我 隆二 印
代表社員 業務執行社員	公認会計士	葛西 晋哉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているばんせい投信投資顧問株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ばんせい投信投資顧問株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月20日

ばんせい投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

かがやき監査法人

代表社員 公認会計士 曾我 隆二
業務執行社員代表社員 公認会計士 葛西 晋哉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているばんせい投信投資顧問株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第15期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ばんせい投信投資顧問株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)